

青年就農給付金制度の見直し及び予算の全額確保を求める意見書

国は、今年度から、持続可能な力強い農業を実現するため、新規参入者を中心とした青年新規就農者の倍増を目標に、新規就農総合支援事業の一環として、新たに青年就農給付金制度を創設した。

この青年就農給付金制度は、45歳未満の新規就農者1人につき年額150万円が給付され、準備型で最長2年、経営開始型で最長5年、通算すると、最長7年間に合計1,050万円を給付するものである。若い新規就農者を定着させる新たな新規就農政策の切り札として、各地域では、この制度に対する関心や期待が非常に高い。

しかしながら、現場からは、「初期投資の大きい畜産等は、新規参入や経営継承がすぐには困難」、「親元就農者にとっては親からの独立が条件で、農家の経営継承の実態が反映されていない」などといった懸念の声が沸き上がっている。

これに加え、制度を実施するに当たって、全国の地方自治体を通じた要望額に対し、現時点では、その4割程度しか予算は確保できていない。さらに、国は、県や市町村に対し、優先順位づけをして給付するよう通知されたが、現場としては、平等性を欠くことになり、大変困惑している。

国は、制度をスタートさせた以上、親元就農者への支援強化とともに、他産業から参入する若者に対し、確実に農業を続け、集落に定着できるような研修体系を拡充させるなど、責任を持って制度を見直すことを求める。

よって、国におかれては、青年就農給付金制度が適正かつ効果的な仕組みとなるよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 給付金事業は、国の制度設計に基づき、全額国庫予算で対応される事業であり、新たに農業を志す人がすべて給付対象となるよう、国の責任において予算を全額確保すること。
- 2 若手就農者の確保を図るため、新規就農者の大半を占める親元就農者への青年就農給付金の支給要件を緩和すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月27日

熊本県議会 議長 馬場 成志

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	平田健二様
内閣総理大臣	野田佳彦様
財務大臣	安住淳様
農林水産大臣	郡司彰様